

メディアラボ利用規約

1. 趣旨

この規約は、大阪大学大学院文学研究科のメディアラボ運営委員会（以下、「運営委員会」とする）」が管理、運営するメディアラボの教育研究用設備機材（以下、「メディアラボ」とする）の利用に関して必要な事項を定めるものとする。

2. 利用資格と目的

メディアラボの利用については、学生、教職員、その他運営委員会の許可を得た者（以下、「利用者」とする）が、教育、研究等の学内活動を行うことを目的とする。

3. 利用申請

- 1) メディアラボを利用しようとする者は、原則として運営委員会が定める所定の利用申請書を提出しなければならない。ただし教職員については、所属及び利用目的が明確かつ適正である場合には、この手続を省略することができる。
- 2) 運営委員会は、前項の申請を承認した後、申請者に利用アカウントを発行するものとする。
- 3) 利用者は、利用申請書の記載内容に変更が生じた場合、速やかに運営委員会に変更の申請をしなければならない。

4. 利用期間

利用の承認期間は、1年以内とする。ただし、当該会計年度を超えることはできない。

5. 利用条件

利用者は、次の利用条件を遵守しなければならない。

- 1) 承認を受けた目的及び条件でメディアラボを使用すること。
- 2) 運営委員会が定める本利用規約や利用ガイドラインのほか、メディアラボ管理従事者の要請・指示に従うこと。

3) メディアラボのネットワーク設備を使用する際、大阪大学が定める大阪大学総合情報通信システム（以下、ODINS）の使用規約に基づき、その保守を脅かすことなく適正かつ安全に使用すること。

4) 1) ～3)に反した使用をした場合、また下記のモラル違反項目にあたる使用をした場合、その者に係る利用承認の取り消し（または一定期間利用停止）処置を行うことがある。

- ・国内外の法規および公序良俗に反する目的で使用した場合
- ・利用者の責によりメディアラボの運用に重大な支障を生じさせた場合
- ・その他運営委員会が不適切と認める使用をした場合

6. 利用制限

運営委員会は、必要に応じて、メディアラボの使用等を制限することができる。

7. 報告の義務

運営委員会は、必要に応じて、利用者に対し利用状況等についての報告を求めることができる。

8. 経費の負担

- 1) 利用者は、その利用に係る経費の一部を負担しなければならない場合がある。
- 2) 前項の経費および負担の方法は、運営委員会が別に定める。
- 3) 運営委員会が特に必要と認めたときは、経費の負担を免除することがある。

9. その他

本規約以外のメディアラボ利用に関わる必要事項は、運営委員会が別途定める。

附 則

- 1) この規約は、平成19年7月から施行する。